

令和 5 年 5 月 31 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01478

研究課題名（和文）多数派優遇の比例代表制に関する政治理論的研究

研究課題名（英文）Political-Theoretical Study on Proportional Representation with a Limited Majority Bonus

研究代表者

岡崎 晴輝（Okazaki, Seiki）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：70380649

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、多数派限定優遇式比例代表制に関する三つの問題を検討した。第一に、最も有力な代替案（限定移譲式比例代表制）を考案したうえで、多数派限定優遇式比例代表制のほうが優れていることを論証した。第二に、多数派限定優遇式比例代表制の具体的な制度設計をおこない、複合拘束名簿式を提案した。第三に、多数派限定優遇式比例代表制が日本国憲法に違反しないという憲法判断を示した。以上の研究に基づいて、三本の論文を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本でも海外でも、政権選択可能な小選挙区制 vs. 民意反映可能な比例代表制というパラダイムが支配的である。しかし、私が論じてきたように、多数派限定優遇式比例代表制は政権選択可能かつ民意反映可能な選挙制度である。その多数派限定優遇式比例代表制に関する諸問題を解決したことで、多数派限定優遇式比例代表制の説得力を高めることができたように思われる。このことは政治学に寄与するだけでなく、日本と世界の選挙制度改革にも寄与するであろう。

研究成果の概要（英文）：In this study, I have examined three problems concerning proportional representation with a limited majority bonus (PR-LMB). First, I have defended PR-LMB against the most strong rival: proportional representation with a limited transferable vote, which I have invented. Second, I have designed a concrete form of PR-LMB: PR-LMB with a complex closed-list system. And finally, I have made a constitutional judgment that PR-LMB does not violate the basic principles of the Constitution of Japan. Based on the study, I have published three articles on these topics.

研究分野：政治理論

キーワード：多数派限定優遇 比例代表制 政権選択 民意反映

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

日本では、政権選択可能な小選挙区制と民意反映可能な比例代表制を折衷する小選挙区比例代表並立制が採用されてきた。これにたいして私は、両者を止揚(アウフヘーベン)する選挙制度として多数派限定優遇式比例代表制があることを示した。すなわち、第一位の政党連合等に55パーセントの議席を保障するとともに、それ以外の政党連合等にも45パーセントの議席を保障する選挙制度である。こうした多数派限定優遇を組み込めば、比例代表制の下でも二大連合政党制が成立しやすくなり、その結果、政権選択と民意反映を両立させやすくなるであろう。しかし、多数派限定優遇式比例代表制にたいして投げかけられるであろう疑問に答えるという課題が残ったままであった。

2. 研究の目的

そこで本研究では、多数派限定優遇式比例代表制の規範的基礎を固めるために、以下の三つの疑問に答えることに取り組んだ。第一に、政権選択と民意反映を両立させるのに、多数派限定優遇式比例代表制よりも優れた選挙制度はないのか。第二に、多数派限定優遇式比例代表制は、具体的にはどのように制度設計になるのか。そして第三に、多数派限定優遇式比例代表制は日本国憲法に違反しないのか。これら三つの問題に取り組み、多数派限定優遇式比例代表制の基礎を固めることが、本研究の目的であった。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、規範的政治理論の方法で検討を加えた。すなわち、関連する選挙制度論や憲法理論を踏まえつつ、主張と論拠を提示するとともに、それにたいする仮想批判に反論するという方法である。

4. 研究成果

本研究では、令和2年度から令和4年度の3年間において、2回の研究会報告を踏まえ、3本の論文を公刊することができた。

(1) 第一論文"The Second Defence of Proportional Representation with a Limited Majority Bonus" (2021年)では、有力な代替案である限定移譲式比例代表制という仕組みを考案したうえで、政権選択と民意反映という点で多数派限定優遇式比例代表制のほうが優れていることを明らかにした。単記限定移譲式比例代表制は、Contingent Voteの移譲メカニズムを比例代表制に適用したものである。議席は、第一選好に基づいて各政党に比例的に配分されるが、首相のポストは、CVの移譲式を活用して、絶対多数(又は絶対多数に近い相対多数)の票を獲得した政党の党首に与えられる。すなわち、どの政党も第一選好票の過半数を獲得できなかった場合には、大連立の可能性をチェックした後、上位二党以外の票を上位二党に移譲し、相対多数の票を獲得した政党の党首が首相になるようにする。こうすれば、有権者は首相を選択できるようになるであろう。しかしこの仕組みでは、有権者は首相は選択できても与党や政策は選択できない。そこで、有権者ではなく政党が選好を示す単記限定移譲式比例代表制(改良版)を考案した。この改良版では、有権者は首相だけでなく与党も選択できるようになるが、しかし依然として政策は選択できない。たしかに、単記限定移譲式比例代表制は多数派(限定)優遇を使用しないため民意反映という点では優れているが、政権選択という点では致命的な欠点を抱えている。この比較分析の結果、政権選択と民意反映を両立するためには、多数派限定優遇式比例代表制のほうが単記限定移譲式比例代表制よりも優れていることを理論的に示した。

(2) 第二論文"An Institutional Design of Proportional Representation with a Limited Majority Bonus" (2022年)では、多数派限定優遇式比例代表制の具体的な制度設計を行った。それに関連して、政党助成金の反比例的配分という制度設計を行った。比例代表制論者は都道府県ないしブロック単位の非拘束名簿式比例代表制や小選挙区比例代表併用制を提唱することが多いが、両者の抱える様々な問題を指摘し、全国単位の拘束名簿式比例代表制が望ましいとする規範理論を提示した。そのうえで、全国単位の拘束名簿式比例代表制の抱える問題を解決する様々な仕組みを提案した。第一に、政党が候補者の名簿順位を付けるのが難しいという問題を解決するために、政策分野別に分割された複合拘束名簿式という仕組みを提案した。第二に、有権者が候補者を選択できないという問題を解決するために、抽選制の市民院が衆議院議員を解職できる仕組みを提案するとともに、有権者が同一政党の男性名簿又は女性名簿に投票できる仕組みも提案した。第三に、衆議院議員と有権者の距離が大きくなるという問題を解決するために、都道府県ごとに設置された抽選制市民会議に衆議院議員が参加するという仕組みを提案した。こうした選挙制度の制度設計に加えて、政党助成制度の制度設計もおこなった。政党が落選議員を雇用できるように、また与野党が対等に競争できるように、政党助成金の反比例配分を提案した。議席配分とは対照的に、政党助成金の45%を与党に、55%を野党に配分する仕組みである。

(3) 第三論文「多数派限定優遇式比例代表制の合憲性」(2023年)では、多数派限定優遇式も阻止条項も日本国憲法に違反しないことを明らかにした。憲法学者は、阻止条項を組み込んだ多数派限定優遇式比例代表制にたいして、それが憲法第14条第1項(法の下での平等)や第43条第1項(全国民の代表としての国会議員)に違反するのではないか、という疑問を提起するであろう。そこで私は、多数派限定優遇と阻止条項の合憲性をそれぞれ検討した。第一に、多数派限定優遇については、最高裁が小選挙区制を合憲であると判断した以上、それに比べて非比例性の少ない多数派限定優遇は当然にも合憲であると論じた。加えて、憲法理論で有力になりつつある三段階審査に照らして、多数派限定優遇の目的の正当性、手段の適合性・必要性・均衡性を論証した。第二に、2パーセントの阻止条項については、内閣法制局が3パーセントの阻止条項を合憲であると解釈した以上、2パーセントの阻止条項は当然にも合憲であると論じた(なお、情報公開請求により内閣法制局の解釈を入手した)。加えて、三段階審査に照らして、阻止条項の目的の正当性、手段の適合性・必要性・均衡性を論証した。

以上の三論文を通じて、多数派限定優遇式比例代表制に投げかけられるであろう疑問に答え、多数派限定優遇式比例代表制の規範的基礎を固めることができた。なお、第一論文と第二論文は英語で執筆し、第三論文にも長めの英文要旨を付した。また、九州大学リポジトリでオープンアクセスにしたうえで、海外の研究者にメールで情報を提供した。本研究は政治学に寄与するだけでなく、日本と世界の選挙制度改革にも寄与するであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 岡崎晴輝	4. 巻 第70号
2. 論文標題 多数派限定優遇式比例代表制の合憲性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 政治研究	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/6777114	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岡崎晴輝	4. 巻 第69号
2. 論文標題 An Institutional Design for Proportional Representation with a Limited Majority Bonus	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 政治研究	6. 最初と最後の頁 F1-F27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岡崎晴輝	4. 巻 68号
2. 論文標題 The Second Defense of Proportional Representation with a Limited Majority Bonus	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 政治研究	6. 最初と最後の頁 F1-F19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4377858	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岡崎晴輝
2. 発表標題 多数派限定優遇の合憲性
3. 学会等名 九州大学政治研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 岡崎晴輝
2. 発表標題 多数派限定優遇の比例代表制 制度設計
3. 学会等名 九州大学政治研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------